

# RIKKA REPORT

No.166 2025年 4月 16日発行

## 1. 作業環境測定の結果、 第3管理区分の作業場はありませんか

令和6年(2024年)4月1日より作業環境の改善が困難な作業場において引き続き作業を行う場合、**呼吸用保護具の使用**が必要となりました。



対象は第3管理区分評価後に改善措置した結果、再度第3管理区分と評価された作業場所です。

外部の作業環境管理専門家の意見を聞いて下さい。

改善可能

改善困難

必要な改善を講じ、確認のための  
作業環境測定を行い、評価すること

第3管理区分  
(改善できず)

呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底

☆告示パンフレット(厚生労働省)

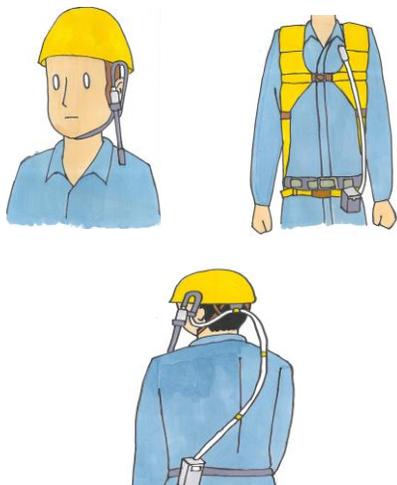
041130kokujipamphlet.pdf



NEXT→

## 2. 呼吸用保護具によるばく露防止対策の流れ

### 有機溶剤等の濃度の測定



Point 原則、測定は**個人サンプリング法**  
① または**個人ばく露測定**による

#### 個人サンプリング法

労働者の**身体に装着**する試料採取機器等  
を用いて行う**作業環境測定**(C・D測定ともいう。)

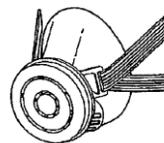
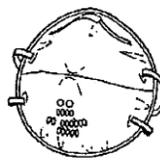
#### 個人ばく露測定法

労働者の**身体に装着**する試料採取機器等を用いて  
行う方法により、**労働者個人のばく露**  
(労働者の呼吸域の濃度)を測定すること

### 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具の選択、着用



### フィットテストの実施



Point ② **面体を有する場合に限り**ます。

### 6ヶ月以内ごとに1回、定期的に有機溶剤等の濃度の測定



### 1年以内ごとに1回フィットテストの実施

弊社では「作業環境測定士」が作業環境測定・個人サンプリング測定・個人ばく露測定、「作業環境管理専門家」が環境改善のアドバイス、「マスクフィットテスト実施者」がフィットテストを行っています。法令の相談から、測定、換気装置設置の相談まで、お気軽にご連絡ください。

※イラストは厚生労働省パンフレット参照

〒416-0906 静岡県富士市本市場422の1  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654  
E-mail info@rikka.co.jp  
URL <https://rikka.co.jp>



**RIKKA**

立華株式会社

